

## 中部広域都市計画景観地区の決定（うるま市決定）

中部広域都市計画景観地区を次のように決定する。

種類	景観地区	
名称	勝連南風原景観地区	
位置	うるま市勝連南風原の一部	
面積	約 111.3 ha	
良好な景観形成のための方針	景観地区の目標	<p>うるま市景観計画（平成 23 年 3 月策定）に規定する重点地区の方針に従い、地区の特性と課題などを踏まえ、「緑が輝く肝高（きむたか）の歴史が息づくまち」を目標に掲げる。</p> <p>（1）歴史と風格を感じられるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「肝高」の風格をもつ風光明媚な勝連城跡と、城下町の雰囲気を感じられる古き良き風情のある集落が一体となったまちを目指す。</li> <li>・勝連城跡だけでなく集落内に残る史跡や伝統文化を後世に受け継ぐ意識を持って大切に守り・育むとともに、勝連南風原の歴史を集落内外に発信できるまちを目指す。</li> </ul> <p>（2）緑、花、海を楽しめるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勝連城跡の雰囲気にふさわしい緑・花が多いまちを目指す。</li> <li>・四季折々の花を楽しめるまちを目指す。</li> <li>・美しい海への眺望を守りつつ、海を楽しめるまちを目指す。</li> </ul> <p>（3）まちに対する人々の愛情と誇りが感じられるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつがたえないまち、子どもたちが元気に遊ぶまち、ゴミが落ちていないまちなど、まちの雰囲気から地域の人々がまちに対して愛情と誇りを持って暮らしていることが感じられるまちを目指す。</li> <li>・勝連城跡を中心とした活気あるまち、観光客がまた来たいと思えるまちを目指す。</li> </ul>
	景観地区の区域	うるま市勝連南風原地内にある、世界遺産である勝連城跡を擁する区域である。
	景観地区の景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）県道 16 号線の整備と沿道の景観誘導</li> <li>（2）城跡西側の整備・活用</li> <li>（3）城跡東側の整備活用</li> <li>（4）勝連城跡周辺の景観誘導</li> <li>（5）城跡の復元・整備</li> <li>（6）城跡周辺の資源を結ぶネットワークの形成</li> <li>（7）地域主体のまちづくりの推進</li> </ul>

地区 区分	名称	本集落ゾーン	県道16号線ゾーン	勝連城跡 環境保全ゾーン
	面積	約20.4 ha	約8.2 ha	約82.7 ha
建築物の 形態意匠の 制限	屋根・ 外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、原色の使用は避けること。</li> <li>・屋根はできる限り県産赤瓦とすること。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の大部分を占める色彩は、落ち着いた白または淡い色彩を基調とし、周辺景観等の調和に配慮すること。(明度8以上、彩度2以下。ただし、木材・石材・素焼き(顔料を使用しないものに限る)・コンクリートなどの素材色は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の大部分を占める色彩は、落ち着いた白または暖色系の淡い色彩を基調とし、周辺景観等の調和に配慮すること。(明度8以上、彩度2以下。ただし、木材・石材・素焼き(顔料を使用しないものに限る)・コンクリートなどの素材色は除く)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザインのアクセントとして壁面や軒裏に対して基調色の範囲外の高明度・高彩度の色彩(アクセント色)を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめること。</li> <li>・外壁はできる限り琉球石灰岩などの本市または本県の景観特性を特徴づける地場産材や、木材、石材などの自然素材の活用に努めること。</li> </ul>		
	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道16号線に面する外壁の位置は、グスクへの見通しや道路空間の開放感を確保するため、道路境界からできる限り後退させること。</li> </ul>		
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に設置する建築設備の高さは5m以下とすること。</li> <li>・屋外・屋上に設置する建築設備については、道路や公園等の公共の場所から容易に見通せないような場所に配置したり、遮蔽するなど、目立たせないように工夫すること。</li> <li>・駐車場・ガレージを設置する場合は、設置場所に配慮するとともに、周囲と調和した塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮すること。</li> <li>・屋根・庇・門など、公共の場所から望める位置にできる限りシーサーまたは石獅子を設置すること。</li> </ul>		

地区 区分	名称	本集落ゾーン	県道16号線ゾーン	勝連城跡 環境保全ゾーン
	面積	約20.4 ha	約8.2 ha	約82.7 ha
建築物の 形態意匠の 制限	かき・ 柵・ 塀・ その他 外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かき・柵・塀を設ける場合は、石積、石張、生垣のいずれかとする。ただし、石積、石張り、生垣以外のものであっても、良好な景観形成に寄与すると認められるものは、この限りではない。</li> <li>・かき・柵・塀を用いる場合は、高さを抑えたり透過性を確保するなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。</li> <li>・擁壁の上部にかき・柵・塀を設置する場合は、擁壁とかき・柵・塀を一体と捉えて、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。</li> <li>・生垣とする場合は、あかばななどの地域の植生等と調和する植栽使用すること。</li> <li>・村獅子、石垣、カー（湧水・井戸）、あしびなー（遊び場）、古木、屋敷林などの景観形成上重要な要素が敷地内にある場合は、それを保全するとともに、景観形成に活用すること。</li> </ul>		
建築物の高さの 最高限度または 最低限度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ11m以下とすること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ9m以下とすること。</li> </ul>

「位置、区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」